

総合科学技術高等学校（仮称）整備事業

実施方針

平成17年3月30日

静岡県

## 目 次

1. 特定事業の選定に関する事項.....	1
1.1 事業内容に関する事項.....	1
1.2 特定事業の選定方法等に関する事項.....	6
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
2.1 民間事業者選定に関する基本的な考え方.....	6
2.2 選定の手順及びスケジュール.....	7
2.3 応募手続き等.....	7
2.4 入札参加に関する条件等.....	10
2.5 提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項.....	14
2.6 提出書類の取扱い.....	14
2.7 特別目的会社の設立等.....	15
3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	15
3.1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担.....	15
3.2 提供されるサービス水準.....	16
3.3 選定事業者の責任の履行に関する事項.....	16
3.4 県による事業の実施状況のモニタリング.....	16
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	17
4.1 施設の立地条件.....	17
4.2 施設概要・施設規模.....	18
4.3 土地の取得に関する事項.....	18
5. 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	19
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	19
6.1 本事業の継続に関する基本的な考え方.....	19
6.2 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	19
6.3 金融機関（融資団）と県との協議.....	19
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	20
7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20

7.3	その他の支援に関する事項	20
8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	21
8.1	議会の議決	21
8.2	情報公開及び情報提供	21
8.3	本事業において使用する言語等	21
8.4	応募に伴う費用負担	21
8.5	実施方針に関する問い合わせ先	21
別紙資料1	リスク分担表（案）	資料1
別紙資料2	総合科学技術高等学校（仮称）の概要	資料3
別紙資料3	敷地案内図	資料20
別紙資料4	敷地現況図	資料22
別紙資料5	既存高等学校施設台帳抜粋	資料24
様式1	実施方針に関する説明会参加申込書	
様式2	実施方針に関する質問書	
様式3	実施方針に関する意見・提案書	

## 1. 特定事業の選定に関する事項

### 1.1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

総合科学技術高等学校（仮称）整備事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

校舎等施設（校舎、屋内体育施設、グラウンド、屋外プール等）

(3) 公共施設等の管理者の名称

静岡県知事 石川 嘉延

(4) 事業目的

静岡県教育委員会は、平成12年2月に策定した「静岡県立高等学校長期計画」に基づき、県立清水工業高等学校（全日制課程工業科）と県立静岡工業高等学校（全日制課程工業科、定時制課程工業科）を、2つの課程（全日制・定時制）、2つの大学科（工業科・理数科）を有する1つの高等学校「総合科学技術高等学校（仮称）（以下「本高校」といいます。）」に再編整備することとし、静岡市長沼地区内の日東紡績（株）静岡工場跡地を建設予定地に選定しました。

本高校においては、両校の教育の伝統を継承しつつ、「ものづくりを通して、未来を切り拓く感性と創造力を培い、社会に貢献できる人間を育成する」という基本理念のもとに、実験実習を通して理論の定着と科学的な洞察力の涵養に努め、実践的技術を持ち、理工分野の高度な研究開発のできる人材や、現場での試作・開発、生産管理、製造設計ができる技能・技術者等、技術革新に柔軟に対応できる将来のスペシャリストの育成をめざしています。

また、学校施設の開放等を含めて地域社会に根差した高等学校を目指し、生涯学習のニーズの高まりの中で、本校の教育の特質を生かしつつ、生涯学習社会の形成に向けた基盤整備を推進する上で一定の役割を果たすことを学校の特色の一つとしています。

総合科学技術高等学校（仮称）整備事業（以下「本事業」といいます。）は、本高校の整備に当たり、環境に配慮した敷地全体の有効活用を視野に入れ、民間事業者の発案を踏まえ、従来の手法に比較して事業費の削減を図りつつ、充実した施設・設備の整備を実現するとともに、本県高等学校における工業教育、ものづくり教育の拠点校にふさわしい、魅力ある高等学校づくりを目的としています。

(5) 事業範囲

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号 改正平成13年法律第151号 以下「PFI法」といいます。）に基づき、静岡県（以下「県」といいます。）と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が、本高校の設計業務、建設業務及び維持管理・運営業

務等を行うことを事業の範囲とします。

具体的な業務の範囲については、要求水準書で提示しますが、その概要は、次のとおりです。

①施設の設計業務及び建設業務

- ・ 施設整備に係る設計業務（基本設計及び実施設計）及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る建設業務及びその関連業務
- ・ 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 県が国庫補助金の交付を受けるために必要となる諸作業の補助業務
- ・ 近隣対応・対策
- ・ 電波障害調査・対策 など

なお、什器備品等の調達・設置業務は、原則として本事業の対象外としますが、黒板・棚など一部の家具等、産業教育等に供するための装置・備品等については、選定事業者が調達・設置業務を行うこととします。詳細については、要求水準書で定めます。

②産業教育等に供するための装置・備品等（以下「産業教育装置等」といいます。）の調達・設置業務

- ・ 産業教育装置等の調達・設置業務及びその関連業務
- ・ 県が国庫補助金の交付を受けるために必要となる諸作業の補助業務
- ・ 装置等の調達・設置業務及びその関連業務に伴い、県が行なう各種申請等の補助業務

③既設の産業教育装置等の移設・設置・調整業務

- ・ 清水工業高等学校及び静岡工業高等学校に既設されている産業教育装置等の移設・設置・調整業務及びその関連業務
- ・ 既設の装置等の移設・設置・調整業務及びその関連業務に伴い県が行なう各種申請等の補助業務

④施設の所有権移転業務

選定事業者は、施設の建設工事完了後、その所有権を県に移転するものとします。なお、施設の所有権は、一括して移転することを想定しています。

⑤施設の維持管理業務

- ・ 建築物等維持管理業務（点検、保守、大規模修繕その他の修繕業務を行うものとします。本事業により整備する作り付け家具・什器備品等の維持管理業務を含みますが、産業教育装置等に関する維持管理業務は、本事業の対象外とします。）
- ・ 設備維持管理業務（設備運転および監視、点検、保守、大規模修繕その他の修繕業務を行うものとします。ただし、什器備品等に関する維持管理業務は、原則として

本事業の対象外とします。)

- ・ 屋外体育施設・外構等維持管理業務
- ・ 環境衛生管理・清掃業務
- ・ 保安警備業務

なお、光熱水費は、食堂・売店運営及び生涯学習講座運営に係るものを除き、県の負担とします（施設の引渡し前までは選定事業者の負担とします）が、光熱水費の削減等を考慮した提案を求め、審査の対象とする予定です。

#### ⑥運営業務

- ・ 食堂・売店運営業務
- ・ 生涯学習講座運営業務

なお、上記以外の運営業務に関し、本実施方針公表後、民間事業者が実施することができる事業を、県において、引き続き検討していく予定です。さらに、事業期間中、民間の創意工夫が生かせると認められる事業がある場合、契約変更等所要の手續について、県と選定事業者で協議の上、当該業務を事業範囲に加えることもあり得ます。

#### ⑦既存施設の解体等業務

- ・ 既存施設（県立清水工業高等学校及び県立静岡工業高等学校の校舎等施設）の解体
- ・ 発生廃棄物の処理
- ・ 跡地整備（整地程度）

#### （6）事業の方式

選定事業者が施設の設計業務、建設業務を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理・運営業務等を行う方式（B T O（Build, Transfer, Operate）方式）とします。

#### （7）選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のものからなります。

#### ①施設の設計業務、建設業務及び維持管理業務等に係るもの

県は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計業務、建設業務、産業教育装置等の調達・移設・設置・調整業務、所有権移転業務、解体業務に係る費用については、事業期間中、県と選定事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」といいます。）に定める額を選定事業者に支払います。また、施設の維持管理業務に係る費用については、事業期間中、事業契約書の規定に従い、物価変動等を勘案して定める額を選定事業者に支払います。

なお、施設整備に係る国庫補助金が県に交付される場合は、県は選定事業者に、それに応じた国庫補助基本額（見込額）を一括して支払うものとします。

②食堂・売店運営業務に係るもの

- ・ 食堂・売店運営業務に係る収入は、直接選定事業者の収入となります。
- ・ 県は、食堂運営業務に係る費用の一部について、事業契約書の規定に従い、物価変動等を勘案して定める額を選定事業者に支払います。なお、食堂・売店運営業務に係る光熱水費は、選定事業者が実費を負担します。
- ・ 食事の提供時間は、概ね午前 11 時から午後 1 時 15 分まで及び午後 4 時から午後 6 時までとします。食堂料金の設定は自由としますが、公立高校における食堂ということを考慮した金額とすることとします。
- ・ 食堂運営業務に必要な施設及び設備は、無償で使用できるものとする予定です。
- ・ 売店の販売時間は、概ね午前 11 時から午後 1 時 15 分まで及び午後 4 時から午後 6 時までとし、売店の取扱い品目は、パン、弁当、飲料、文具類・学用品（校章、バッジ等）とします。
- ・ 売店の場所は、購買室を無償で使用できるものとする予定です。
- ・ 食堂・売店で販売する飲料等は、食堂内に自動販売機を設置して販売することができます。この場合の販売時間は、原則、食事の提供時間と同様とします。
- ・ 自動販売機を設置する場合には、行政財産の使用料条例に基づき、行政財産の使用料を県に支払うものとする。

③生涯学習講座運営業務に係るもの

- ・ 生涯学習講座の運営期間は 10 年間とします。
- ・ 生涯学習講座の受講料は、一旦、県の収入とした後、運営業務に係るサービス購入料として選定事業者に支払います。なお、受講料は、静岡県立学校授業料等徴収条例に定める額とします。
- ・ 県は、生涯学習講座運営業務に係る費用の一部について、事業契約書の規定に従い、物価変動等を勘案して定める額を選定事業者に支払います。なお、生涯学習講座運営業務に係る光熱費は、選定事業者が実費相当額を負担します。
- ・ 生涯学習講座の開講、運営は、本高校の学校運営に支障のない範囲で実施するものとする。また、開講講座の計画・実施（講座数・開講時間・期間・受講者の決定等）については、学校長の承認を必要とします。
- ・ 講座開講に必要な施設及び設備は、授業及び部活動等に支障のない範囲で、無償で使用できるものとする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 40 年 3 月までとします。なお、施設の維持管理・運営等期間は、平成 20 年 1 月から平成 40 年 3 月までの約 20 年間とします。

(9) 事業期間終了時の処理

事業期間の終了時、事業者は、維持管理・運営等に必要な書類の提出等を行い、当該施設から速やかに退去するものとする。県は、事業終了後の当該施設の維持管理業務につき必要に応じ事業者と協議します。

## (10) 事業スケジュール（予定）

基本協定の締結	平成18年3月
仮契約の締結	平成18年5月
事業契約の締結（本契約）	平成18年7月
施設的设计及び建設	平成18年8月～平成20年1月
施設の引渡し及び所有権移転期限	平成20年1月末日
既設の産業教育装置等の移設・ 設置・調整	平成20年2月～3月
開校	平成20年4月
既存施設の解体等	平成20年4月～（6カ月～9カ月程度）
維持管理・運営等	平成20年1月～平成40年3月

## (11) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号 以下「基本方針」といいます。）のほか、次に掲げる関連の各種法令に基づくこととします。

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 学校教育法
- ・ 学校給食法
- ・ 学校保健法
- ・ 学校図書館法
- ・ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法
- ・ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律
- ・ 静岡県建築基準条例
- ・ 静岡県福祉のまちづくり条例
- ・ 静岡県地下水の採取に関する条例
- ・ 静岡市都市景観条例
- ・ 静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例
- ・ 静岡市屋外広告物条例

- ・各種の建築関係資格法・業法・労働関係法及び関連施行令・施行規則
- ・その他の関連法規、県条例、静岡市条例

※上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うに当たり必要とされるその他の関係法令・関係条例等についても遵守するものとします。

## 1.2 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 選定に当たっての考え方

県は、PFI法、基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成13年7月27日）などを踏まえ、県自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定します。

選定基準は次のとおりです。

- ・本施設の設計、建設及び維持管理・運営等が同一水準にある場合において県の財政負担の縮減が期待できること
- ・県の財政負担が同一水準にある場合において本施設の設計、建設及び維持管理・運営等の水準の向上が期待できること

### (2) 選定の手順

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかの判断をします。

- ①コスト算出による定量的評価
- ②PFI方式により実施することの定性的評価
- ③総合的評価

### (3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせ、県ホームページで速やかに公表します。

また、特定事業の選定を行わないこととした場合においても同様に公表します。

## 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1 民間事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、設計、建設及び維持管理・運営等の各業務について、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があります。したがって、民間事業者の選定に当たっては、県の負担額に加え、設計業務、建設業務及び維持管理・運營業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容を総合的に評価することとします。

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価

一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）によるものとします。

なお、本事業はWTO政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用されます。

## 2.2 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定しています。

日程（予定）	内容
平成17年 3月30日	実施方針の公表
平成17年 3月30日 ～ 4月13日	実施方針に関する質問・意見及び提案の受付
平成17年 4月 6日	説明会の実施
平成17年 4月28日	実施方針に関する質問回答公表
平成17年 4月	特定事業の選定及び公表
平成17年 4月	入札説明書（案）等の公表
平成17年 5月	入札説明書（案）等に関する質問・意見の受付
平成17年 6月	入札説明書（案）等に関する質問回答公表
平成17年 7月	入札公告、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）等）の公表
平成17年 7月	入札説明書等に関する質問の受付（第1回） 入札説明書等に関する質問回答公表（第1回）
平成17年 8月	入札参加資格確認申請書等の受付 入札参加資格の確認
平成17年 9月	入札参加資格審査の結果通知及び公表 入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
平成17年10月	入札説明書等に関する質問回答公表（第2回）
平成17年12月	入札書類等の受付
平成18年 2月	落札者の決定及び公表

## 2.3 応募手続き等

### （1）説明会の実施

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、県の考え方を説明します。

なお、説明会場では、資料を配布しませんので、本実施方針をご持参ください。説明会の日時、開催場所及び参加申込み方法等は、次のとおりです。

#### a)開催日時

平成17年 4月 6日（水）午後 1時 30分から

#### b)開催場所

静岡県静岡市追手町9番6号

静岡県庁別館 8階 第一会議室A、B

c)申込方法

4月4日（月）までに、参加申込書（様式1）に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。（当日必着）

なお、参加申込者多数の場合は人数調整をさせていただくことがあります。

- ・ e-mail
- ・ 郵送

d)申込先及び連絡先

静岡県教育委員会財務課

〒420-8601 静岡県静岡市追手町9番6号

電話 054-221-3125, 3126

e-mail [kyoui\\_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp)

(2) 実施方針に関する質問・意見及び提案の受付、質問回答公表等

実施方針に関する質問・意見及び提案を次の要領により受け付けます。

特に、「食堂・売店運營業務」及び「生涯学習講座運營業務」について、これら業務を円滑かつ効果的に実施するための意見及び提案を期待します。

①実施方針に関する質問・意見及び提案の受付

a)受付期間

平成17年3月30日（水）～4月13日（水）（当日必着）

b)提出方法

質問・意見及び提案の内容を、質問書（様式2）又は意見・提案書（様式3）に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

- ・ e-mail
- ・ 郵送又は持参（フロッピーディスクに保存した文書ファイルにより提出することとし、併せて当該文書ファイルの内容を出力した用紙を提出してください。）

なお、文書形式は、Microsoft Word(Windows版)で作成するようにお願いします。

c)提出先

静岡県教育委員会財務課

〒420-8601 静岡県静岡市追手町9番6号

e-mail [kyoui\\_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp)

②実施方針に関する質問回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、平成17年4月28日（木）までに、県ホームページで公表します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>

③実施方針に関するヒアリング

県は、民間事業者等から提出のあった意見及び提案に対し、回答は行いませんが、県が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを実施することがあります。

④実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見・提案を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあります。重要な変更を行った場合には、その内容を県ホームページで速やかに公表します。

(3) 特定事業の選定及び公表

県は、県自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を県ホームページで速やかに公表します。

(4) 入札説明書等の公表

実施方針や入札説明書（案）等に対する意見等を受けて、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）等）を県ホームページで公表します。

(5) 入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表

入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表を行います。具体的な日程等は、入札説明書で提示します。

(6) 入札書類等の受付

県は、入札説明書等に基づき、資格審査に必要な書類及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書等入札書類の提出を求めます。入札書類等の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書で提示します。

(7) 落札者の決定及び公表

民間事業者からの提案を、技術、法務、金融などの専門家、学識経験者及び県職員で構成される「総合科学技術高等学校（仮称）整備事業者選定審査会」（以下「審査会」といいます。）において評価します。

県は、審査会の評価を受けて落札者を決定し、入札結果等を県ホームページで公表します。なお、審査会における審査委員は、次の8名です。

	氏名	所属等	役職
会長	三橋 良士明	静岡大学	人文学部教授
副会長	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学	デザイン学部教授

委員	坂巻 道子	静岡県生涯学習財団	副理事長（弁護士）
委員	松島 忠範	静岡県高等学校長協会	理事
委員	横山 純一	日本政策投資銀行東海支店	参事役
委員	村松 茂	静岡県総務部	財務総室長
委員	渡邊 輝元	静岡県都市住宅部	営繕総室長
委員	藤原 通孝	静岡県教育委員会	教育次長

#### （８）仮契約の締結

落札者は、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を設立し、県はそのSPCと仮契約を締結します。

#### （９）事業契約（本契約）の締結

仮契約締結後、静岡県議会の議決を経た後に、県は事業契約（本契約）を締結します。

### 2.4 入札参加に関する条件等

#### （１）入札参加者の構成等

入札参加者は、事業範囲に含まれる各業務を実施することを予定する単体企業（以下「応募企業」といいます。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」といいます。）とし、応募グループは、代表者を定めるものとします。応募グループで入札に参加する場合には、資格確認申請時に応募グループの代表企業名、構成員名及び協力会社（応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者）名を明記し、必ず代表企業が資格確認申請及び入札の手続を行ってください。

資格確認申請後の応募グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行い、県が承認した場合に限り、構成員及び協力会社の変更及び追加を認めます。ただし、この場合であっても代表企業の変更は認めません。

なお、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社が他の応募グループを構成すること（協力会社を含む。）及び同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止します。

#### （２）入札参加者の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社は、以下の資格要件を満たすことが必要です。

- ①応募企業、応募グループの構成員又は協力会社に共通の資格要件
- a) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
  - b) 静岡県知事から静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付管第 324 号）に基づく指名停止を受けていないこと
  - c) 静岡県知事から静岡県の物品調達に係る供給業者指名停止基準（昭和 54 年 1 月 12 日付用第 69 号）に基づく指名停止を受けていないこと
  - d) 静岡県知事から静岡県の庁舎等管理業務委託業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと
  - e) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止命令を受けていないこと
  - f) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること
    - ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
    - ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - g) 入札参加資格確認申請書提出日の直前 1 年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
  - h) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと
    - ・ 本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。
 

株式会社建設技術研究所	東京都中央区日本橋本町 4-9-11
シリウス総合法律事務所	東京都千代田区麹町 5-3-3
特定非営利活動法人ニューパブリックマネジメント協会	東京都墨田区太平 3-10-5
    - ・ 関連会社とは、次の者をいいます。
      - －アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
      - －アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
      - －代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。
  - i) 審査会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと
    - ・ 関連会社とは、次の者を言います。
      - －委員が属する企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
      - －委員本人、委員が属する企業が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
      - －代表権を有する役員が、委員が属する企業の代表権を有する役員を兼ねている者。

②各業務に当たる者の資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、解体及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の資格要件を満たしてください。

なお、建設業務に当たる者及びその関連会社が工事監理業務を行うことはできません。

a) 設計業務に当たる者

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること
- ・ 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること
- ・ 過去 10 年間に於いて学校教育法で定める学校の施設の設計業務（校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務）の実績を有すること

b) 建設業務のうち建築工事に当たる者

- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の建築一式工事に係る認定を受け、かつ、A 等級に格付されていること
- ・ 本工事に対応した監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講したものを主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること

c) 建設業務のうち土木工事に当たる者

- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、A 等級に格付されていること
- ・ 本工事に対応した監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講したものを主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること

d) 建設業務のうち上記 b) c) 以外の建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する工事）に当たる者

- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受け、かつ、電気工事及び管工事については、A 等級に格付されていること

e) 産業教育装置等の調達・設置業務に当たる者

- ・ 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、当該物品ごとの営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること

f) 解体業務に当たる者

- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る許可を受けた者であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事に係る認定を受けていること

g) 設備維持管理業務（修繕業務及び大規模修繕業務を除く）に当たる者

- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：設備保守管理※）に登載があること
- ※「設備保守管理の細目」の9番から30番までのいずれかに登載があればよいものとします。

h) 環境衛生管理・清掃業務に当たる者

- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：設備保守管理※）に登載があること（環境衛生管理業務に当たる者）
- ※「設備保守管理の細目」の1番から8番までのいずれかに登載があればよいものとします。
- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：清掃）に登載があること（清掃業務に当たる者）

i) 保安警備業務に当たる者

- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：警備）に登載があること

j) 修繕業務及び大規模修繕業務に当たる者

- ・ 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること
- ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受けていること

③ 応募企業、応募グループの資格要件

a) 資格審査（一次審査）における事業概要提案があらかじめ定める審査基準を満たしていること

(3) 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出日とします。なお、落札者の決定前までに資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格となります。

## 2.5 提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項

### （1）審査に関する基本的な考え方

審査は資格審査と提案評価で行う予定です。資格審査（一次審査）では、参加資格要件審査及び事業概要提案審査による本事業計画に係る基本的考え方についての審査を行い、提案評価（二次審査）では、入札金額の評価及び提案内容の評価を行う予定です。審査会においては、入札金額のみならず、設計業務、建設業務、維持管理・運営業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容を重視し、総合的に評価します。

### （2）審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行います。

#### ①資格審査（一次審査）

##### a)参加資格要件審査

##### b)事業概要提案審査

- ・本事業計画に係る基本的考え方についての審査

#### ②提案評価（二次審査）

- ・入札金額の評価
- ・設計業務、建設業務、維持管理・運営業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容の評価

### （3）落札者の決定及び公表

県は、審査会の評価を受けて落札者を決定し、入札結果を県ホームページで公表します。

### （4）民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、審査及び選定において、最終的に、入札参加者が1者以下、あるいは、いずれの入札参加者の提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととします。なお、特定事業の選定を取り消す場合は、県ホームページで公表します。

## 2.6 提出書類の取扱い

### （1）著作権

入札参加者から提出された入札書類の著作権は、入札参加者に帰属します。

ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者として決定された入札参加者の入札書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の入札書類の一部を無償で使用できるものとします。

なお、提出を受けた入札書類は返却しません。

## （２）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとします。

## 2.7 特別目的会社の設立等

県は、落札者決定後速やかに、落札者と基本的協定を締結します。

落札者は、基本協定で定める日までに、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を設立するものとします。

なお、応募企業又は応募グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、その出資比率（議決権割合を基準として算定する。以下同じ。）は全体の 50%を超えるものとします。また、応募グループの代表者の出資比率は、出資者中最大となることとします。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

## 3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 3.1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

#### （１）責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとします。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。

#### （２）予想されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担は、原則として、「資料 1 リスク分担表（案）」によることとしますが、詳細については、入札説明書等で提示した上で、事業契約書で定めます。

#### （３）保険

選定事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとします。

### 3.2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書で提示します。

### 3.3 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行することとします。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法により事業契約の保証を行うことを想定しています。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ・ 履行保証保険の付保

### 3.4 県による事業の実施状況のモニタリング

#### (1) モニタリングの実施

県は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に定める業務の要求水準を満たしたサービスが提供されているか確認するために、モニタリングを行います。

選定事業者は、県がモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力するものとします。

#### (2) モニタリングの実施時期及び概要

##### ①設計業務（基本設計・実施設計）時

県は、選定事業者によって行われた設計業務が、事業契約書に定める業務の要求水準を満たしたものであるか否かについて確認を行います。

##### ②建設業務時

選定事業者は、建築基準法に規定する工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事施工及び工事監理の状況について、定期的に県の確認を受けるものとします。

また、選定事業者は、県が要請した際は、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を受けるものとします。

##### ③工事完了・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録簿を用意し、現場で県の確認を受けるものとします。この際、県は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行います。

## ④既存施設の解体等業務時

県は、選定事業者によって行われた解体等業務が、事業契約書に定める業務の要求水準を満たしたものであるか否かについて確認を行います。

## ⑤施設供用開始後（維持管理・運営段階）

県は、施設供用開始後において、定期的に、事業契約書に定める業務の要求水準を満たしたサービスが提供されているか否かについて確認を行います。

## (3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等で提示します。

## (4) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書に定める業務の要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断した場合は、是正通告を経て、支払額の減額措置の対象になります。なお、詳細については、入札説明書等で提示します。

## 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

## 4.1 施設の立地条件

## ①建設する施設

建設計画地	静岡市長沼500番1（住居表示） （「資料3 敷地案内図」参照）
敷地面積	55,011 m <sup>2</sup> （「資料4 敷地現況図」参照）
前面道路	幅員約7.2m（市道沓谷長沼線） 幅員約6.0m（市道長沼11号線）
区域	市街化区域
用途地域	工業地域
防火指定	指定なし（建築基準法第22条指定区域内）
その他の地域・地区	指定なし
形態規制など	・建ぺい率：60％ ・容積率：200％ ・本敷地東側道路（市道沓谷長沼線）幅員について、本敷地側の一方後退により9mを確保する必要あり

※用途地域は、現在は工業地域（学校建設原則不可）ですが、平成17年度中に、学校建設が可能な地域に変更される予定です（その場合でも、建ぺい率、容積率に変更はない予定）。

## ②解体する施設

## a) 静岡県立清水工業高等学校

所在地	静岡県静岡市清水八坂東一丁目16-1
敷地面積	35,291 m <sup>2</sup>

## b)静岡県立静岡工業高等学校

所在地	静岡県静岡市太田町24番地
敷地面積	30,476 m <sup>2</sup>

## 4.2 施設概要・施設規模

## ①建設する施設

校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要諸室 普通教室 27教室 特別教室（物理実験室、調理室、音楽室、共通履修室など）など</li> <li>主な設備 エレベーター（障害者用）、空調設備（一部の室） など</li> <li>延床面積 概ね13,400 m<sup>2</sup>程度</li> </ul>
屋内体育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>アリーナ、柔剣道場、多目的ホール など</li> <li>延床面積 概ね2,700 m<sup>2</sup>程度</li> </ul>
弓道場	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 概ね112 m<sup>2</sup>程度</li> </ul>
工業実習棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 概ね8,000 m<sup>2</sup>程度</li> </ul>
駐輪場・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車900台程度を駐輪できる面積</li> <li>自動車約30台分の駐車スペース（来客用）</li> </ul>
グラウンド テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積 概ね20,000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>主な設備 夜間照明、散水栓 など</li> </ul>
屋外プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>50m×8コース</li> </ul>

※建設する施設の構造、階数は、周辺環境に充分配慮した上で民間事業者の提案によります。

## ②解体する施設（「資料5 既存高等学校施設台帳抜粋」参照）

## a)静岡県立清水工業高等学校

構造・階数	RC造1階～3階、鉄骨造1階～2階
延床面積 ※	RC造13,496 m <sup>2</sup> 、鉄骨造2,911 m <sup>2</sup> 合計16,407 m <sup>2</sup>

## b)静岡県立静岡工業高等学校

構造・階数	RC造1階～3階、鉄骨造1階～2階
延床面積 ※	RC造13,214 m <sup>2</sup> 、鉄骨造6,402 m <sup>2</sup> 合計19,616 m <sup>2</sup>

※解体する施設の延床面積については、学校施設台帳より算出した面積のため、実面積とは若干異なります。

## 4.3 土地の取得に関する事項

本事業用地は、現在、静岡県土地開発公社の所有地ですが、県が管理しており、建設期間中、県は、静岡県土地開発公社の承諾を得て、選定事業者は無償で使用させるものとします。

なお、県は、平成19年度中に、静岡県土地開発公社から本事業用地の取得を行う予定です。

## 5. 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### （1）疑義が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

### （2）管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 6. 1 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

### 6. 2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとします。

#### （1）選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

県は、事業契約書の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることがあります。選定事業者が一定の期間内に修復することができなかつたときは、県は、事業契約を解除することがあります。

なお、その他の対応方法については、事業契約書で定めます。

#### （2）県の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとします。

#### （3）いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難になった場合

県及び選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。一定の期間内に協議が整わないときの対応方法については、事業契約書で定めます。

### 6. 3 金融機関（融資団）と県との協議

#### （1）金融機関等と県との協議

事業の継続性を確保する目的で、県は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、「直接契約」※を締結することがあります。

※直接契約…選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合、若しくは、困難と見込まれる場合、融資金融機関等が、管理者等によるPFI事業契約の解除権の行使を一定期間留保することを求め、選定事業に関して有する担保権を利用して選定事業に対し介入（Step-in）することを可能にするための必要事項を規定する、管理者等と融資金融機関等との間で締結される契約（契約に関するガイドライン（平成15年6月23日）より）

## 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していません。

### 7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

- ・ 選定事業者が、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県は選定事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとします。
- ・ 本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能ですが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行ってください。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせてください。

- ・ 県は選定事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行いません。
- ・ 国庫補助金の交付について

県と選定事業者との事業契約締結後、国庫補助金が交付される場合には、国庫補助基本額（見込額）を県が選定事業者を支払う金額の一部に充当するため、選定事業者は、県が国庫補助金の交付を受けるために必要となる諸作業を行うものとします。また、国庫補助金の申請が契約締結後となるため、補助対象施設の精査等によって見込額が変更となる場合も考えられますが、これにより生じる資金調達に係るリスク負担等の詳細については、入札説明書等で提示した上で、事業契約書で定めます。

### 7.3 その他の支援に関する事項

県は、事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と選定事業者で協

議することとします。

## 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 8. 1 議会の議決

複数年度に渡る事業契約を締結するための債務負担行為の設定に関する議案については、平成17年2月静岡県議会定例会の議決を経ています。

事業契約の締結に関する議案については、平成18年6月静岡県議会定例会に提出する予定です。

### 8. 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、県ホームページなどを通して適宜行います。

### 8. 3 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

### 8. 4 応募に伴う費用負担

民間事業者の応募にかかる費用は、すべて民間事業者の負担とします。

### 8. 5 実施方針に関する問い合わせ先

実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市追手町9番6号

電話 054-221-3125, 3126

ファックス 054-221-3571

e-mail [kyoui\\_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp)